

# 告 示

## 埼玉県告示第百六十六号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

川口市

### 二 作業種類

公共測量（四級基準点、境界点座標変換）

### 三 作業地域

川口市差間一、二丁目地区

### 四 作業期間

令和三年一月十五日から令和三年三月三十一日まで